

会 議 録

1 会議名

第9回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)報告事項（公開）

○第5次上越市行政改革大綱（案）について

○公の施設使用料の見直しについて

○平成26年度冬期道路交通確保除雪計画について

○地域協議会会長会議について

(2)その他（公開）

3 開催日時

平成26年11月27日（木）午後7時から午後8時30分

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：井部孝一、内山倫太、岡住正、君波豊、久保田一雄、後藤紀一、小山千秋、
佐藤一徳、新保正雄、縄吉秋、西田耕一、平原光夫、山岸松穂、山田忠晴

（17人中14人出席）

・行政改革推進課：竹下行政改革推進課係長、笛田行政改革推進課主任

・柿崎区総合事務所：田中建設グループ班長

・事務局：西田大潟区総合事務所長、常山次長（総務・地域振興グループ長兼務）、保坂市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、山田総務・地域振興グループ班長、渡辺総務・地域振興グループ主任（以下、グループ長はG長と表記する）

8 発言の内容

【常山次長】

それでは、ただ今から、平成26年度第9回大潟区地域協議会を開会いたします。本日の出席人員は14人です。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。

なお、本日は次第のとおり「第5次上越市行政改革大綱（案）」について、他3件の報告をさせていただく予定です。

議長は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が務めることとなります。

【久保田会長】

— 挨拶 —

それでは、会議を始めます。まず、本日の会議録の確認ですが、後藤紀一委員にお願いします。

それでは、3. 報告事項（1）「第5次上越市行政改革大綱（案）」についてです。今日は、行政改革推進課の竹下係長と笛田主任に来ていただいております。それでは、説明をお願いします。

【竹下係長】

— 配布資料に基づき説明 —

【久保田会長】

引き続き、報告事項（2）「公の施設使用料の見直し」について説明をお願いします。

【笛田主任】

— 配布資料に基づき説明 —

【久保田会長】

ただいま説明してもらいましたが、委員の皆さんからご意見やご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

【佐藤委員】

「第5次上越市行政改革大綱（案）」の参考資料「第5次上越市行政改革推進計画の取組項目（案）」のNo.10「未利用財産の売却・貸付の促進」ですが、普通財産以外の商品化も進めていただきたいということと、「販売促進策に基づく売却・貸付を促進」するのはいい

ことですが、促進するスピードをより速めていただきたいと思います。

それと、No.36「危機管理能力の向上」で、「管理能力の強化を図る」ということですが、これは誰を対象としているのでしょうか。

【竹下係長】

まず始めに、最初の普通財産以外の財産についてですが、行政財産についても空きスペースがないかとか、また、施設だけでなく備品などの不要な財産を売却することにより、歳入を得ることも可能かと思えます。市民へのサービスに使用していない財産を積極的に処分させていただいて、歳入増加を進めていきたいと思えます。上越市土地開発公社の財産、例えば企業団地なども積極的に売却を進めていかなければいけない状況ですので、スピード感を持って進めさせていただきたいと考えています。

次に、No.36「危機管理能力の向上」についてですが、No.32～37については市の職員や組織を対象としています。市の職員が備えるべき能力ということで、取組を進めていきたいと考えています。

【後藤委員】

「公の施設使用料の見直し」で、先ほど大潟区内の施設について説明がありましたが、「大潟体育センター」と「大潟体操アリーナ」は、他の貸館施設と比べると、施設利用可能時間が1,200～1,500時間位短い。これは何か理由があるのでしょうか。

【笹田主任】

施設利用可能時間は、施設の開館時間と、年間の休館日を除いた営業日数を掛けて算出しています。具体的な数字は手元にありませんが、公民館などと比べて、開館時間や営業日数が異なるため、このような結果になったのではないかと思います。明確な根拠が必要であれば、改めてお示ししたいと思います。

【竹下係長】

公民館や比較的小さい規模の集会施設は、年中無休の施設が多いです。体育館など大きな施設は週一回休館日を設け、施設の維持管理や点検を行っていますので、まずはそこで差が出てきます。詳細な部分が必要であれば、後ほど情報を提供させていただきます。

【後藤委員】

なぜこれだけ数字が下がるのか。分母だから小さくなればなるほど、コストが高くなりますので、根拠は必要だと思えます。

【竹下係長】

皆様にお示しする際は、そういった部分もしっかり提示させていただきたいと思います。

【久保田会長】

細かい部分は後ほどということでもいいですか。

【後藤委員】

はい。

【久保田会長】

その他にありますか。

【君波委員】

行政改革大綱（案）の方です。4ページ目に第4次行政改革の効果が具体的に金額で記載されています。上越市土地開発公社の関係は、歳入部分に掲載されていますが、実際には負の部分が多かったと思います。例えば、地域事業費を投入している区もありますよね。その部分は負の部分であるわけで、そういった部分を相殺し、約4億円の効果があったと解釈していいのでしょうか。

それと、11ページの図表7「公共施設の維持管理・更新費用の試算」の表の見方を教えていただきたいんですが。

【竹下係長】

まず、上越市土地開発公社の関係についてご説明します。こちらの約4億円という数字は、公社が民間から資金を借りた際の利息と、第3セクター等改革推進債という市債を上越市が発行した際の利息の差で利息負担が減ったこと、また、市が市債を発行したことにより、国から交付税として交付金が入ったこと、それを合わせた金額が約4億円です。4年間で4億円としか試算していませんが、ずっと公社が存続し、公社が解散するまでの期間で考えると、もっと効果額が出る可能性もあります。地域事業費に関する部分は、計算に入れていません。

次に、11ページの図表7の説明をさせていただきます。この表は、今ある施設をそのまま同じような形態で更新して建て替えるとすると、将来的に毎年108億円の費用が見込まれるという、その将来的な費用負担を表した資料です。直近5年間で公共施設への投資的経費、例えば大規模修繕などの経費は、年間約70億円ですので、この108億円が非常に大きな金額だということがお分かりいただけたと思います。

上段の図表6をご覧ください。こちらは参考までに掲載させていただいた資料になります。上越市は面積が広く広範囲に施設があるということもありますが、特例市の中では上越市の一人当たりの施設面積が一番広いという状況になっています。新潟県内でも、上から8番目という状況です。

【久保田会長】

その他にありますか。

【新保委員】

建物建設費は市民全体の財産の整備に要する経費ということで、減価償却費を使用料算定に用いる経費に算入しないということですが、施設を利用しない人にとっては財産ではなく、負債になりますよね。減価償却費を入れた時の使用料を法定耐用年数、定額の均等割で出してもらえませんか。

【笹田主任】

確かに施設を使われない方にとっては、メリットがないという考え方もありますが、施設を造る時には、市民の方がどなたでも使えるという観点で作っていますので、そういった経費は、全員で負担すべきではないかと考えています。

【新保委員】

施設を利用する人が負担するべきです。利用しない人にとっては、完全な負債だと思います。

【竹下係長】

参考ということで、試算して報告させていただきます。

【西田委員】

今回の公の施設使用料の見直しで、上越市全体では1年間にどの程度の増収が見込めるのか試算はしているのでしょうか。

【笹田主任】

試算は現在行っているところです。はっきりとは言えませんが、約5千万円程度と予想しています。

【西田委員】

行政改革大綱（案）に平成26年度までの第4次行政改革の4年間の取組みで、約60億円経費を削減したとあります。また、図表3を見ると、平成30年度には60億円の歳

入不足が見込まれるということで、職員を何百人も減らして約24億円削減していますよね。4年間でまた60億円も削減するのは、よっぽど効率良くやるか、簡素な行政やシステムでないと、なかなか大変だと思います。今回の施設使用料の見直しでもう少し増収があるのかと思いました。

【竹下係長】

第5次行政改革の取組に係る効果額は、ある程度試算が出ましたら、説明させていただきたいと思います。

【久保田会長】

他にございますか。

【山岸委員】

公の施設使用料の見直しについて、先ほどの説明で「大潟体育センター」の維持管理経費は7,979千円かかるということですが、それに対して、使用料収入はどれ位あるのでしょうか。使用料が900円に改定されると、2時間で1,800円、それと照明代が1時間あたり200円かかりますよね。私も以前少人数で利用していて、負担を感じていました。今は無料で貸してくれる民間の会社の体育館を使っています。市の施設は、使用する前の月に予約や抽選を行い、前払いするんですよね。キャンセルする場合は、一週間以上前に連絡しないと30%戻ってきません。そのようなことがあり、負担を感じていました。

【笹田主任】

「大潟体育センター」については、平成24年度決算の数字で、経費が約800万円、収入は約80万円となっており、使用料収入が経費に占める割合は約1割という状況です。

【新保委員】

行政改革大綱（案）の参考資料に「人材育成の推進」とありますが、人間を減らした分だけ臨時職員を使っているわけですよね。窓口に臨時職員を配置する場合はちゃんと教育をしてもらいたいと思います。間違ったことを言って、怒ると後から正規の職員が出てきて説明する。臨時なので分からないということはないようにしてもらいたい。そういうことが何回もある。

【竹下係長】

申し訳ありません。行政窓口はサービス業と同じなので、民間のサービス業と同レベル

程度に職員もサービス提供を行わなければいけないと思います。そのためには、正職員であれ、臨時職員であれ、一定の知識が必要ですし、サービスを提供する心構えも当然必要です。それを進めていくための教育も徹底しなければいけない。そのために、先ほど説明させていただいたNo.30・31のサービス向上に繋がる取組も進めていきたいと考えています。また、人材育成の面で職員の能力・資質向上にも努めていきたいと考えています。今のご意見は、直接関係する人事課などに繋げます。ありがとうございました。

【君波委員】

公の施設使用料の見直しの関係で、税負担の公平性を強調していますが、私は多少なりとも合理的な不平等はあり得ることだと思うんですね。使わないから、使う人の負担を多くしてもいいという思想はいかがなものかと思います。使用料を上げると、子供達が使いにくくなるという面も出てきます。そういったことも考えていただきたいと思います。

もう一つ、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定するとありますが、例えば、市内の団体が主催し、市民以外の方が施設を利用するケースがあると思います。その場合、同じ行事やイベントに参加した利用者の中で使用料金が異なる。それは困ると思うんです。減免などを利用する形なるのかと思うんですが、そういったことがないようにお願いしたい。参加する子供達には、公平な配慮をお願いしたいと思います。

もう一つ、価値補正ですが、考え方によってはどうにでもなりますよね。建設年数が一年しか変わらないのに、価値補正が変わることがあり得る。「大潟体操アリーナ」については、価値補正が「1」で、使用料が7,400円になる。負担が増えて、子供達の弊害にならないようにお願いしたいと思います。

もう一つ、以前、平成23年度から26年度の中期財政計画の説明を受けた時には、約290億円とか230億円のマイナスが出るという話でした。それが今回、平成27年度から30年度の4年間の行政改革でどのように変化していくのか、もしお分かりなら教えていただきたいと思います。

【笹田主任】

まず使用料負担の公平性の件ですが、料金を上げ過ぎると利用者の負担が増え、子供達が使いつらくなることもあると思います。そこも配慮しなければいけないと考えていますが、近隣市の使用料水準を見ると、テニスコートの使用料は、上越市は250円ですが、他の市では600円程度の設定を行っているところもあります。そういったことを踏まて、

現在の使用料が低すぎるのではないかという問題意識に立ち、今回見直しをさせていただきたいと考えています。

次に、市民以外の利用者の使用料について、確かに交流試合など、市民の方と市民以外の方が一緒に利用することもあると思います。具体的な運用方法については、来年の適用までに詰めていくこととなりますが、使用料はその利用に対してお金をいただくことになるので、市民・市民以外というよりは、利用一回についていくらということではいただきたいと思います。

次に価値補正の関係です。確かに建設年が一年違うだけで価値が違ってくるのではないかというのもおっしゃるとおりだと思います。そういったことを避けるために、一つの基準だけで見るのではなく、築年数・設備の充実度・ナイターの有無など、いろいろな観点から総合的に評価をしています。資料をご覧ください、またご意見などあれば教えていただきたいと思います。

【竹下係長】

財政計画について説明させていただきます。平成23年度からの中期財政計画は、交付税が減少していくことが予想される中で、将来的な見通しが非常にたてにくい状況でした。そういった状況の中で行政改革を進めてきましたが、行政改革大綱（案）の7ページに書いてあるとおり、現在、国で交付税の算定方法の見直しを行っており、支所に要する経費の算定などの見直しが行われることになり、拡充が見込まれます。普通交付税については、これまで不足としていた部分の約6割は確保できるのではないかという見込みの中で、国からの情報を注視しながら精査している状況です。来年1月か2月に、新たな財政計画を策定することとなりますが、その段階には、今ご質問があったように、どの程度改善するのかなどの見込みも提示させていただくこととなります。もう少しお待ちいただければと思います。

【後藤委員】

行政改革大綱（案）の参考資料のNo.22と23に関係した「民間活力の活用」というところで、私は、指定管理者制度や民間委託による弊害だと思うんですが、例えば、休日に死亡届などの手続きに来た場合、業者が受付をしているために、書類の確認に時間がかかり、待ち時間が非常に長くなる。行政改革としては成功しているかもしれませんが、住民サービスとしては低下していることになると思うので、何とか改善していただけないか。

【竹下係長】

業者のチェックが慎重になり過ぎるということもあるかもしれませんが、死亡届や出生届のような非常に重要な届出については、職員が受け付ける際にも、しっかりとしたチェック体制で事務処理を進めています。業者も手順どおり、正確に、待ち時間が少なくなるよう心がけていると思います。民間委託や指定管理者制度の活用など外部委託をさせていただく際には、市が望んでいることを仕様書として業者に正しく伝え、業者も仕様書で定めた仕事をしっかりとしていただけるとともに、サービスを維持・向上するためのチェックや意見交換を実施したいと考えています。

【久保田会長】

皆さんでまだお聞きしたいことはあるかと思いますが、時間の都合もありますし、この件については、パブリックコメントも実施していますので、報告事項（1）「第5次上越市行政改革大綱（案）」（2）「公の施設使用料の見直し」についてはこれで終了します。

【久保田会長】

ここで、行政改革推進課の職員が退席します。

— 行政改革推進課職員 退席 —

— 柿崎区総合事務所職員 着席 —

【久保田会長】

次に、報告事項（3）「平成26年度冬期道路交通確保除雪計画」についてです。柿崎区総合事務所、建設グループの田中班長から来ていただいています。それでは説明をお願いします。

【田中班長】

— 配布資料に基づき説明 —

【久保田会長】

ただいま、説明してもらいましたが、委員の皆さんからご意見やご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

【君波委員】

昨年、休日に貸し出されている除雪機の調子が悪くなり、業者へ電話しても休んでいて修理ができないことがありました。そういった場合も柿崎区総合事務所に電話して、業者を探してもらうことは可能でしょうか。取り扱い説明書に、総合事務所に連絡して、総合

事務所から業者に連絡を取ってもらうことになっているんですけど。

【新保委員】

除雪機の故障時の修理ですね。総合事務所へ連絡して、そこから業者に連絡することになっています。

【西田所長】

業者による除雪ではないので、大潟区総合事務所の宿直がきちんと対応できるように徹底します。

【久保田会長】

他にありますか。

【後藤委員】

平成26年度冬期道路交通確保除雪計画書の7ページ、「歩道除雪延長」の表を見ると、他の区は早朝の除雪が多いのに対して、大潟区は日中の除雪が多いですが、何か理由があるのでしょうか。

【山田委員】

朝は歩道の除雪が間に合わないため、小学生がバス通学をしている地域があります。小学生が帰るのに間に合うように除雪をしているのではないのでしょうか。

【山田班長】

蜘蛛ヶ池・潟田・岩野古新田・長崎の地域は、山田委員の発言のとおり、朝の通学時に歩道除雪が間に合わないために、冬期間、登校時の安全確保を図るため、スクールバスを運行しています。子供達の帰宅に間に合うように歩道除雪を実施しています。

【久保田会長】

その他に、ご意見やご質問がないようなので、報告事項（3）「平成26年度冬期道路交通確保除雪計画」についてを終了します。

ここで、柿崎区の職員が退席します。

— 柿崎区総合事務所職員 退席 —

【久保田会長】

次に、報告事項（4）「地域協議会会長会議」について、私の方から説明させていただきます。

【久保田会長】

— 資料No.1に基づき説明 —

【久保田会長】

ただ今、説明させていただきましたが、委員の皆さんからご質問などありましたら、ご発言をお願いします。

【君波委員】

防犯灯のLED化の件ですが、前回第8回地域協議会で、市が助成・補助金制度等を設ける意向があるという話があったかと思います。既にいくつかの区で地域活動支援事業に採択されていますよね。そういったところは、得をしたという気がするんですが、どうでしょうか。大潟区は町内会長協議会の意見を聞くなど、配慮してきたわけですが、今後は大潟区の各町内からも提案されることが予想されますよね。

あと、防災上と言われましたが、LED化することによって、防災上何か支障があるのでしょうか。

【久保田会長】

私も君波委員と同じ考え方で話を聞いていたんですが、地域活動支援事業に関わる部分については制約しないので、LED化が必要なところは提案して採択しても構わないということでした。

それと防災上というのは、LEDの特性に関するもので、防災上問題があるかは分かりませんが、細かい部分は担当課に聞いてほしいとのことでした。

【西田所長】

防犯灯に関しては設置に関する基準があるため、提案を採択し、事業を実施する時は、事務局を通じて防災危機管理課に協議をしてほしいということです。事業計画が基準に合った正しいものなのか審査する必要があるとのことでした。

【久保田会長】

他にありますか。

【久保田会長】

その他に、ご質問などないので、報告事項(4)「地域協議会会長会議」についてを終了します。

【久保田会長】

次に、4.「その他」に移ります。

委員の皆さんから連絡などありましたらお願いします。

— 発言なし —

【久保田会長】

無いようなので、次に総合事務所から何かありましたらお願いします。

【常山次長】

第10回地域協議会は、12月18日木曜日、午後7時からとさせていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

— 一同了承 —

【久保田会長】

これをもちまして、本日の地域協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線211、214）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。